

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 8 年 8 月
出入国在留管理庁

1 改正の趣旨

人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有する外国人の受入れを図るための特定技能制度の創設から 8 年が経過したところ、永住許可の要件（最長の在留期間を有すること）において、他の就労を目的とする在留資格（最長の在留期間は 5 年）に比して緩やかとならないように均衡を図る必要性、外国人の利便性の向上を図る必要性等に鑑み、在留資格「特定技能 2 号」の活動の目的を達成するために必要な期間について、より長い期間を定めることが相当であると考えられることから、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号）別表第 2 を改正して「特定技能 2 号」の在留資格に伴う在留期間を改めるもの。

2 改正の概要

「特定技能 2 号」の在留資格に伴う在留期間について、3 年、2 年、1 年又は 6 月に加え、5 年を定める。

3 根拠条項

出入国管理及び難民認定法第 2 条の 2 第 3 項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第 3 条

4 今後の予定

公布の日：令和 9 年 1 月上旬

施行期日：公布の日